

(調査様式1)

認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目

(平成 18年 7月 31日現在)

(1) 事業主体の概要

介護保険事業所番号	4	6	7	0	8	0	0	3	8	4
※グループホーム名	グループホーム やまぶき									
※事業主体名(法人名)	有限会社 精祥					※代表者名	槇之浦 良文			

(2) ※事業の目的及び運営の方針

介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とし、入居者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うとともに入居者が家庭的環境のもとで安心して尊厳のある生活を営むことが出来るよう支援する。

(3) 組織の概要

※所在地	(〒 899-0203 ) 鹿児島県出水市上鯖淵48番1			
※連絡先	電 話	0996-63-4176	F A X	0996-63-4178
交通の便 (最寄り交通機関等)				
開設年月日	平成 16 年 10 月 20 日	※ユニット数 と利用定員	( 1 ) ユニット 利用定員 ( 9 ) 人	
※グループホーム の併設施設 (併設施設からのサービスがあればご記入下さい。)	有料老人ホーム ・ 季節の行事やレクリエーション等を行う場所を提供する。 (花見・夏祭り・敬老会・クリスマス会)			

(4) 建物の概要

※都市計画法上の 用途地域	指定地域
※建物形態	<input type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型
※建物構造	( 鉄骨 ) 造り ( 3 階建ての 2 階部分)
※広 さ	敷地面積 ( 6862.15 ) m <sup>2</sup> 延床面積 ( 470.26 ) m <sup>2</sup> 1室あたりの居室面積 ( 18.00 ) m <sup>2</sup>
※二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(5) 利用料等（入居者の負担額）

※家賃（月額）	（ 月額一律 36,000 ）円		
※保証金の有無（入居時一時金）	□有（ ）円	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
	有の場合償却の有無	□有（期間： ）円 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
※食 費	朝 食（ 250 ）円 昼 食（ 350 ）円 夕 食（ 400 ）円 おやつ（ 0 ）円 又は1日（ ）円		
※その他の費用と徴収方法			
名 目	徴 収 方 法	金 額（円）	
①理美容代	近隣の理美容に行くか訪問依頼する	実費	
②おむつ代	グループホームで購入した場合請求	実費	
③ そ の 他	レクリエーション 材料代	材料使用した分の請求	実費
	施設維持費 (水道光熱費含む)	月額一率	6000 円
	布団一式	入居時に新規購入 使用中に汚染や破損等で使用不能となった場合、再購入とする。	15,000 円
	シーツ・布包 枕カバー一式	リース代として日割単価	4 0 円／日

(6) 入居者の概要

現在の入居者の状態	入居人数（ 9 名）〔男性（ 3 名） 女性（ 6 名）〕
	要介護1（ 2名） 要介護2（ 2名） 要介護3（ 2名） 要介護4（ 2名） 要介護5（ 1名）
	年齢（平均 83. 8歳）〔最低（ 77 歳） 最高（ 94 歳）〕
※入居に当たっての条件	現在、認知状態にある事（医師診断必要） 現在、要支援2～要介護1～5の認定をうけている事 共同生活が可能なる方
退居に当たっての条件	要介護度が改善し、要支援または自立になった場合 医療施設への長期入院治療が必要になった場合 共同生活が可能になった場合

(7) 職員の概要 (複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。)

ユ ニ ツ ト 名 ( )	総数	( 8 ) 名 (内訳)・常勤 (専任 5 名) (兼務 1 名) 常勤換算 ( ) 名 ・非常勤 ( 2 名) ・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数 職員1週間の勤務延時間数(注) ( ) 時間 ÷ 40 時間 = 常勤換算数 ( ) 名 (注) 勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。
	夜間の体制	<input checked="" type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼務 (兼務の施設 ( ) ) <input checked="" type="checkbox"/> 夜勤 ( 1 名 ) <input type="checkbox"/> 宿直 ( ) 名
	※管理者 氏名 (荒木 美紀)	<input checked="" type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼務 (兼務の施設名 ( ) ) 資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士, <input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( 10 年 ) 月 ( ) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修 (基礎課程) <input checked="" type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・グループホーム管理者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) ( )
	計画作成担当者 氏名 ( )	資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士, <input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( 10 年 ) 月 ( ) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修 (基礎課程) <input checked="" type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) ( )
その他介護職員 ( 7 ) 名	資格 介護福祉士 ( 1 ) 名 看護師等 ( 2 ) 名 介護支援専門員 ( 1 ) 名 その他 (ヘルパー2級 ( ) ) ( 4 ) 名 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修 (基礎課程) 受講済者 ( 0 ) 名 [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 受講済者 ( 0 ) 名 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) 受講済者 ( 0 ) 名 ( ) 受講済者 ( 0 ) 名	
(再掲) ホーム長 (注) 氏名 ( ) 職員の中から、いわゆる「ホーム長」が定められている場合に記入すること	資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input type="checkbox"/> 介護福祉士, <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修 (基礎課程) <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) ( )	

(注) 「ホーム長」とは、グループホームの中で介護従業者に対する指揮命令権を管理者に次いで有する者を定めている場合に、その者を指すこととする。定めていない場合には記入は省略できる。資格の欄は、複数ある場合はすべて記入すること。

(8) その他

※提携医療機関名	楠元内科・おかだクリニック 村岡歯科医院
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の事業名 等具体的に記入してください。)	
入居者家族会等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
家族の面会時間の設定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (      時～      時) <input checked="" type="checkbox"/> 無
介護相談員(注)等の受入状況	<input type="checkbox"/> 有 (具体的に記入してください。)
	<input checked="" type="checkbox"/> 無

(注)「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業実施要綱」(平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知別添1)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

(留意事項)

「※」の項目は、介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項であることから、変更があった場合は10日以内に届け出る必要があります。

また、届出事項以外の項目以外も含め、少なくとも1年のうち一定の時期(各年5月1日現在)に情報を更新し、都道府県知事及び市町村長に届け出るものとする。